

浜田市窓口キャッシュレス決済端末導入業務

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

浜田市役所窓口における証明発行手数料等の支払手段として、キャッシュレス決済を導入することにより、市民の利便性向上、窓口サービスの向上を、歳入に係るバックヤード事務の負担軽減や事務効率化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

浜田市窓口キャッシュレス決済端末導入業務

(2) 業務の内容

別紙「浜田市窓口キャッシュレス決済端末導入業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ただし、翌年度（令和 8 年度）以降のサービスの利用については、翌年度の予算成立を条件とし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除できることとする。

(4) 見積上限額

年度	金額	備考
令和 7 年度	432,000 円	サービス利用料（6 か月）＋導入費用等
令和 8 年度	252,000 円	サービス利用料（12 か月）
令和 9 年度	252,000 円	サービス利用料（12 か月）
令和 10 年度	252,000 円	サービス利用料（12 か月）
令和 11 年度	252,000 円	サービス利用料（12 か月）
合計	1,440,000 円	

※ 決済手数料は含まない。消費税及び地方消費税を除く。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

(2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿のうち分野「役務等の提供」の大分類「リース」に登録されている者。

＊ 参加の意向があつて現在、有資格者名簿に登録がない場合は、「記 14 担当課の名称及び連絡先」に事前に連絡すれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。そのうえで、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 7 年 5 月 29 日（木）までに郵送すること（当日必着）。また、島根県電子調達システムからの申請にあたっては、申請先は浜田市のみを選択すること。

- (3) 公告（募集開始）の日（令和 7 年 5 月 21 日）において、浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止（浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）の期間にない者。
- (4) 過去 2 年以内に国又は地方公共団体において窓口キャッシュレス決済端末導入の運用実績を有すること。なお、提出者とサービス提供事業者が異なる場合においては、両者ともそれぞれ実績を有すること。

4 スケジュール

No.	項目	実施日	備考
1	参加事業者の募集開始	令和 7 年 5 月 21 日（水）	市ホームページ
2	質問書受付期間 ※随時回答	令和 7 年 5 月 21 日（水）～ 令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時	電子メールによる
3	参加表明書等提出〆切 （関連提出書類を含む。）	令和 7 年 6 月 12 日（木）	電子メール、持参 又は郵送
4	参加資格確認結果通知・ 提案書提出依頼	令和 7 年 6 月 13 日（金）	電子メール及び 郵送
5	企画提案書等提出〆切	令和 7 年 7 月 4 日（金）	電子メール、持参 又は郵送
6	プロポーザル審査 （プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月 16 日（水）（予定）	プレゼンテーション 30 分以内、質疑 応答 10 分程度
7	選定結果通知・契約協議 等選定業者と契約締結	令和 7 年 7 月下旬（予定）	
8	端末稼働	令和 7 年 10 月 1 日（水）	

5 公募書類等の入手方法

企画提案書様式等については次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和 7 年 5 月 21 日（水）から令和 7 年 7 月 4 日（金）まで

(2) 資料配布方法

浜田市ホームページより必要書類をダウンロードすることにより配布する。

※ 窓口又は郵送等での配布は行わない。

6 参加手続等について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 参加申込

- ア 提出期限 令和7年6月12日（木）必着
- イ 提出方法 電子メール（PDF 形式）とする。持参又は郵送での提出も可。ただし、郵送については、提出期限までに到着したものに限る。
- ウ 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
浜田市市民生活部総合窓口課
- エ 提出書類（各1部）
 - ・公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）
 - ・事業者概要書（様式第2号）

(2) 資格要件の確認

参加表明書を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和7年6月13日（金）に電子メールにより通知するとともに、提案資格を有するものに対し、提案書の提出を依頼する。後日、文書にて通知する。

7 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第3号）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月5日（木）午後5時
- (2) 提出方法 電子メールで提出すること。なお、提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。
- (3) 電子メールアドレス madoguchi@city.hamada.lg.jp
- (4) 回答方法 質問の要旨と回答は、浜田市ホームページに掲載する。（質問者名は非公表とする。）ただし、ホームページに掲載することで、質問者に不利益が生じるおそれがある場合は、質問者にのみメールで回答する。

8 企画提案書等の提出

提案資格を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書の提出は1者につき1件とする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第4号）
- イ 企画提案書（任意様式）
 - ① 企画提案書中の文章及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすく平易な表現とし、難解な専門用語を使わなければならない場合は、必ず注釈を付すこと。
 - ② 企画提案書に記載の内容については、全て本プロポーザルにおいて提出した見積書の範囲内で行うことを前提とすること。
 - ③ 仕様書等その他関係書類に記載している内容以上に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。
 - ④ 様式はA4判とする。一部にA3判を使用する場合は片面印刷のみとし、A4判に折り込むこと。
 - ⑤ 表紙及び目次を作成し、各ページに通し番号でページ番号を振ること。また、提出

年月日及び会社名を明記すること。

- ⑥ ページ数に制限は設けず、書式は特に定めないが、以下の表の番号に従って、項目ごとに記載すべき事項内容に基づいて作成すること。

【記載すべき事項内容】

事項	内容
1 会社概要及び実績	① 会社概要及び業務実績（直近３年間） ② 国又は地方公共団体における窓口キャッシュレス決済端末導入実績
2 機能	① 仕様書中「6 端末」に記載している各機能の説明 ② ①の他、本業務の目的を果たすに当たって有効な機能の独自提案 ※ 特に提案がなければ省略可
3 運用支援の体制等	機器に関する問い合わせに対するサポート体制

ウ 見積書（任意様式）

- ① 見積書には内訳書を添付すること。
② 見積限度額は1,440,000円（税抜き）とする。ただし、「記2（4）見積上限額」に呈示している各年度の上限額を超えないこと。これを超える金額での提案は認められないので注意すること。

- (2) 提出部数 1部（ただし、郵送又は持参の場合には企画提案書は13部、参考見積書は1部で可）
(3) 提出期限 令和7年7月4日（金）必着
(4) 提出方法 電子メール（PDF形式）とする。持参又は郵送での提出も可。ただし、郵送については、提出期限までに到着したものに限る。
(5) 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
浜田市市民生活部総合窓口課
(6) 留意事項 提出期限後における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

9 企画提案書等のプロポーザル審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日 令和7年7月16日（水）（予定） ※詳細については、別途通知する。
(2) 実施方法 オンライン形式（Zoom）により実施する。
(3) 出席者 プレゼンテーションに出席できる者は、最大3名までとする。
(4) 実施内容
ア プレゼンテーションは、提案説明を30分以内（システムデモ可）で行い、その後、質疑応答を10分以内で行う。
イ 提案説明は、提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。

(5) そ の 他

ア オンライン形式（Zoom）での参加方法については、別途連絡する。

イ プレゼンテーションは、非公開で実施する。

10 審査及び選考

(1) 審査・選考方法

「浜田市窓口キャッシュレス決済端末導入業務に係るプロポーザル方式選定審査会」（以下「選定審査会」という。）が次の配点及び採点基準に基づいて審査し、最も高い評価を得た事業者を契約候補者として選定する。

ただし、参加者が4者以上の場合は、選定審査会において書類審査を実施し、3者以下に選考しプロポーザル審査を実施する。なお、参加者が1者の場合でもプロポーザル審査を行い、要件を満たしている場合にのみ契約候補者とする。

(2) 配点及び採点基準

ア 配点

No	審査内容（審査方法）	配点
1	導入実績	10 点
2	導入支援	20 点
3	サービス全般	45 点
4	運用保守	10 点
5	その他	15 点
計		100 点

イ 採点基準

プロポーザル審査（プレゼンテーション）における提案説明について、評価基準（別表1）により採点を行う。

(3) 審査結果

審査結果については、電子メール及び郵送により参加者全員へ通知する。また、市ホームページで、①最優秀提案者名（契約候補者名）、②評価順位（最優秀提案者以外の者は仮名で公表）、③評価点について公表する。

(4) 異議申し立て

審査結果については、いかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) プロポーザルの実施要領等に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (4) 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合
- (5) その他不適当と認められた場合

12 契約方法

本プロポーザル審査結果により決定した契約候補者と協議し、市と契約候補者の両者が合意に至った後、契約を締結する。また、契約候補者との協議において、合意に至らなかった場合は、契約候補次点者との協議を行う。ただし、契約締結後であっても、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除する。

13 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 本業務における成果品に関する著作権等、一切の権利は浜田市に帰属するものとする。
- (4) 参加表明書提出以降に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届（任意様式）を担当課へ提出すること。
- (5) 提出書類は、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (6) 提出書類は、提案資格の確認及び受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (7) 提出書類は、本プロポーザルが中止になった場合を除き、返却しない。

14 担当課の名称及び連絡先

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

浜田市市民生活部総合窓口課

担当：木戸、濱野

TEL 0855-25-9400

FAX 0855-23-4922

電子メールアドレス madoguchi@city.hamada.lg.jp